

原議保存期間	5年（平成34年3月31日まで）
有効期間	一種（平成34年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

警察庁丁交企発第184号、丁規発第7号
丁運発第122号
平成28年9月2日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局運転免許課長

地域公共交通網の形成に向けた関係機関との連携について（通達）

本年7月15日に公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）等により、高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）については平成29年3月12日から施行されることとなった。これにより、運転免許証の自主返納や行政処分によって、運転をすることができない高齢者が増加することが予測され、その移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まるものと考えられるところ、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた取組についても、更なる推進が求められる。

この点、同法案の国会審議において、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」等を内容とする附帯決議がなされたところである（別添1）。

これらのことから、警察庁においては、国土交通省に対し、地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体や関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組を推進することについて、協力依頼を行った（別添2）。

各都道府県警察においては、

- 運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会への積極的な参画及び同法に規定する地域公共交通特定事業の円滑な実施に向けた協力

等を引き続き行うとともに、地方公共団体の関係部局等と緊密に連携を図り、地域の実情に応じ、高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進されたい。

なお、国土交通省から各地方運輸局に対して「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組について」の通知が発出されているので、参考までに添付する（別添3）。

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～五 （略）

六 運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。

七～九 （略）

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一～四 （略）

五 運転免許の取消しとなった高齢者に対する移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。

六 （略）

警察庁丙交企発第95号、丙規発第30号、丙運発第20号

平成 2 8 年 9 月 1 日

国土交通省総合政策局長 殿

警察庁交通局長

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組の推進について

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が第189回国会において昨年6月に成立・公布されました。同法には、運転免許保有者当たりの交通死亡事故件数が他の年齢層と比較して多いなど、高齢運転者対策が喫緊の課題であることを踏まえ、これに適切に対応するための施策が規定されています。同法の施行に伴う道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）等については、平成28年7月15日に公布され、同法は平成29年3月12日に施行されるところです（改正の内容については別添資料参照）。

国会での審議においては、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」等を内容とする附帯決議がなされました。

同法が施行されると、高齢運転者の運転免許証の自主返納や行政処分によって、このような方が増加することが予測され、高齢者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まるものと考えられます。

この点、貴省において推進されている持続可能な地域公共交通網の形成に向けた取組は、運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備や高齢者の移動手段の選択肢の拡大につながり、交通事故の防止にも寄与するものと考えられ、都道府県公安委員会・警察においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会への積極的に参画し、同法に規定する地域公共交通特定事業の円滑な実施に向けた協力を行うなど、地域公共交通に関わる多様な主体との連携・協力を配意しているところです。

こうした情勢等を踏まえ、貴省におかれましても、地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体や関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組を推進することについて、格段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

高齢者の移動手段としての公共交通の重要性について

高齢運転者対策の推進

運転免許保有者当たりの死亡事故件数が他の年齢層と比較して多いなど、高齢運転者による交通事故を抑止し、道路交通の安全を確保することが喫緊の課題

⇒ 平成27年道路交通法改正により、**75歳以上の運転免許保有者***に対する制度が変更される(平成29年3月12日施行)。

現行制度

運転免許証の**更新時**に
認知機能検査を受検

認知症のおそれがあると判断された者は、**一定の違反があった場合**に限って
医師の診断を受けなければならない

新制度

運転免許証の**更新時**に
認知機能検査を受検

改正

認知症のおそれがあると判断された者は、**違反の有無を問わず**に**医師の診断**
を受けなければならない

新設

一定の違反をした
場合に**臨時に**
認知機能検査を受検

新制度により

- 認知機能検査の**受検機会の増加**
 - 認知機能検査の結果、**医師の診断を受けることとなる方の増加**
- が見込まれ、認知症の運転者をよりタイムリーに把握し、交通事故を抑止することが可能となる。

新制度により、1年間に医師の診断を受ける方は約5万人程度に増加する見込み

認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された方は平成27年中53,815人、一定の違反があって医師の診断を受けた方は同年中1,650人、診断の結果、認知症と判明して、運転免許の取消し等となった方は同年中565人。

※ 平成27年12月末時点で4,779,968人

運転免許の申請取消し(自主返納)



○ 運転免許の申請取消し件数及び運転経歴証明書の交付件数は、ともに**年々増加傾向**^{※1}。

○ 地方公共団体、関係機関等と連携して、運転に不安を有する方が**運転免許証を返納しやすい環境づくりに向けた取組を推進**^{※2}

- ・バス等の公共交通料金の割引
 - ・タクシーチケットの交付
 - ・各種サービスの割引
- 等

※1 自主返納した方は、返納1か月前の運転頻度が少ない傾向(自主返納者1,500人に対する平成27年のアンケート調査結果)

※2 警察としても、高齢者講習における公共交通機関の紹介や高齢者の交通事故防止の観点からの地域公共交通協議会への積極的参画等により、自主返納しやすい環境整備の促進に努めている。

高齢者の移動手段を確保することの重要性は今後ますます高まる

⇒ 地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体、関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成する必要がある

	都道府県 (方面)		認知機能検査を受検された方(人) (H27年中)	
				認知症のおそれがあると 判断された方(人)
北海道	札	幌	35,442	949
	函	館	6,029	215
	旭	川	10,761	246
	釧	路	11,520	419
	北	見	5,606	165
	小	計	69,358	1,994
東	青	森	18,137	839
	岩	手	20,584	920
	宮	城	29,788	1,209
	秋	田	16,604	734
	山	形	22,246	890
	北	福	31,708	1,286
小	計	139,067	5,878	
関東	東	京	84,588	1,823
	茨	城	46,365	2,037
	栃	木	31,684	1,183
	群	馬	36,329	1,797
	埼	玉	76,959	2,009
	千	葉	73,948	2,184
	神	奈	79,305	2,265
	新	潟	39,449	1,605
	山	梨	16,026	489
	長	野	44,840	1,707
	静	岡	62,035	2,047
	小	計	591,528	19,146
中部	富	山	19,975	771
	石	川	16,638	606
	福	井	13,388	456
	岐	阜	35,244	1,067
	愛	知	97,670	1,862
	三	重	32,814	1,041
	小	計	215,729	5,803
近畿	滋	賀	20,038	749
	京	都	28,780	807
	大	阪	65,304	1,816
	兵	庫	61,091	1,576
	奈	良	19,408	658
	和	歌	18,335	560
	小	計	212,956	6,166
中国	鳥	取	9,587	191
	島	根	13,507	630
	岡	山	30,851	1,308
	広	島	40,929	1,433
	山	口	25,395	943
	小	計	120,269	4,505
四国	徳	島	14,460	691
	香	川	17,897	750
	愛	媛	23,843	1,095
	高	知	13,913	614
	小	計	70,113	3,150
九州	福	岡	60,958	2,254
	佐	賀	14,308	653
	長	崎	18,169	583
	熊	本	30,800	968
	大	分	19,407	425
	宮	崎	22,131	636
	鹿	児	31,648	1,298
	沖	縄	14,268	356
	小	計	211,689	7,173
合 計			1,630,709	53,815

国 総 計 第 5 1 号
平成 2 8 年 9 月 2 日

地方運輸局交通政策部長
神戸運輸監理部総務企画部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移動手段の
確保に向けた環境整備に係る取組について

高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）が平成 2 9 年 3 月 1 2 日から施行されることに伴い、運転免許証の自主返納や行政処分によって、自動車等を運転することができない高齢者の増加が予測されることから、移動手段を確保することの重要性が高まっている。

国会の審議においても、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視野も含め適切に対策を講じていくこと」等の附帯決議がなされている。

そのため、今般警察庁より高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組として、地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体や各都道府県公安委員会・警察をはじめとした関係機関等と連携・協力をして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）に基づき持続可能な地域公共交通網の形成がなされるよう、「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組の推進について」（警察庁丙交企発第 9 5 号、丙規発第 3 0 号、丙運発第 2 0 号）による協力依頼がなされた。

貴局においては、引き続き高齢者の移動手段の確保に向け、各地方公共団体や各都道府県公安委員会・警察をはじめとした関係機関等と連携・協力して、持続可能な地域公共交通網の形成を促進されたい。

併せて、管内の地方公共団体に対し、公安委員会・警察をはじめとした関係機関等とより一層の連携を図りつつ、地域公共交通網の形成に取り組むよう周知されたい。